

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月27日
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 石 村 賢 一
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	取締役 柳 田 要 一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋一丁目10番2号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	取締役 柳 田 要 一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第18回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 24円 総額 123,872,304円

ロ 効力発生日

平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とする変更を行う。

剰余金の配当等を取締役会の決議によることとする変更を行う。

その他、各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、石村賢一、今村文哉及び柳田要一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、岩出誠、中村渡及び水谷克彦を選任する。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、太田諭哉を選任する。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額500百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。）とする。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	39,114	38	0	(注)1	可決 99.68
第2号議案 定款一部変更の件	28,793	10,359	0	(注)2	可決 73.38
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)3名選任の件 石村 賢一	39,120	32	0	(注)3	可決 99.70
今村 文哉	39,120	32	0		可決 99.70
柳田 要一	39,120	32	0		可決 99.70
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任 の件 岩出 誠	39,119	33	0	(注)3	可決 99.69
中村 渡	39,119	33	0		可決 99.69
水谷 克彦	39,119	33	0		可決 99.69
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件 太田 諭哉	28,792	10,360	0	(注)3	可決 73.38
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)の報酬額設定の件	39,104	48	0	(注)1	可決 99.66
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額 設定の件	39,106	46	0	(注)1	可決 99.66

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものの集計により全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立しております。よって、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上